

(総会)

第二十七条 農業委員会の委員の会議（以下この章において「総会」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者と共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けたときの総会又は委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会は、市町村長が招集する。

2 会長は、現に在任する委員の三分の一以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の要求があつたときは、総会を招集しなければならない。

3 総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、第三十一条第一項の規定により総会を開くことができなくなるときは、この限りでない。

第二十八条 第十六条第一項の規定により部会の所掌に属させられた事項については、部会の議決をもつて農業委員会の決定とする。

2 総会は、部会に対し、いつでも、その所掌に属する事項について報告を求めることができる。

3 部会の委員以外の委員は、部会長の許可を受けて、部会の会議に出席して意見を述べることができる。

4 前条第一項本文、第二項及び第三項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第一項本文及び第二項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（総会及び部会と推進委員との関係）

第二十九条 総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができる。

2 推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又は部会の会議に出席して意見を述べることができ。（議事参与の制限）

第三十一条 農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。

2 前項の規定は、部会に準用する。（会議の公開）

第三十二条 総会及び部会の会議は、公開する。（議事録）

第二十三条 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。（会議の規則）

第三十四条 総会又は部会の会議に関する事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、それぞれ総会又は部会の会議で定める。（報告、調査等）

第三十五条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定による農業委員会の求めにより出頭した者に対するは、条例の定めるところにより、旅費を支給しなければならない。（公簿の閲覧等）

第三十六条 農業委員会の委員、推進委員及び職員は、登記所又は市町村の事務所に対し、無償で、農業委員会の所掌事務を遂行するため必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。

第三十七条 農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他の農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。（情報の公表）

の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。

2 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。

（関係庁の協力）

第三十九条 農林水産大臣は、農業委員会からその所掌事務に関して請求があつたときは、これに対し、助言を与え、資料を提示し、その他必要な協力をするよう努めなければならない。（抗告訴訟の取扱い）

第四十条 農業委員会は、その処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同法第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による市町村を被告とする訴訟について、当該市町村を代表する。（特別区等の特例）

第四十一条 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては政令の定めるところにより区（総合区を含む。以下同じ。）に、これを適用する。

2 その区域内の農地面積が農林水産大臣の定める面積に満たないことその他の農林水産大臣の定める特別の事情のある指定都市にあつては、指定都市の市長は、区ごとに農業委員会を置かなければならぬ。この場合には、指定都市の市長は、その旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

3 第一項の規定は、前項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市には適用しない。

第三章 農業委員会ネットワーク機構

会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築及び当該ネットワークを活用した業務の実施を通じて農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条第一項又は第二項に規定する業務（以下「農業委員会ネットワーク業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国又は都道府県にそれぞれ一社を設立して、農業委員会ネットワーク機構として指定することができる。

2 農林水産大臣等は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしたときは、農業委員会ネットワーク機構の名称、住所及び事務所の所在地を公告しなければならない。

3 農業委員会ネットワーク機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨をその指定をした農林水産大臣等に届け出なければならない。

4 農林水産大臣等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公告しなければならない。

第四十三条 都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県機構」という。）は、当該都道府県の区域内において、

一 農業委員会相互の連絡調整並びにその事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表、農業委員会の委員、推進委員及び職員に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援を行なうこと。

二 農地に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

三 農業經營を営み、又は営もうとする者に対する関係農業委員会の紹介その他の支援を行うこと。

四 法人化の支援その他の農業經營の合理化のために必要な支援を行うこと。

五 認定農業者その他の農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援を行うこと。

六 農業一般に関する調査及び情報の提供を行うこと。

七 農地法その他の法令の規定により都道府県機構が行なうものとされた業務を行うこと。

（指定期）

第三十八条 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。

第四十二条 農林水産大臣又は都道府県知事（以下「農林水産大臣等」という。）は、農業委員会を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。

附 則（昭和二七年七月一日法律第二〇八号）
この法律は、農地法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二七年八月一六日法律第三〇八号）
この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。

1 公職選挙法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三百七号）附則第二項から第四項まで、公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）の規定を準用する選挙又は投票について、準用する。

2 公職選挙法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三百七号）附則第二項から第四項までの規定は、公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）の規定を準用する選挙又は投票について、準用する。

附 則（昭和二九年四月三〇日法律第七九号）抄
この法律は、公布の日から施行する。但し、第九条の三を加える部分の改正規定及び附則第十一項の規定は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六三号）抄
この法律は、公布の日から施行する。但し、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第一百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六九号）抄
この法律は、公布の日から施行する。但し、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第一百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六九号）抄
この法律は、公布の日から施行する。但し、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第一百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第一百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六九号）抄
この法律は、昭和二十九年七月二十日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和二九年六月一五日法律第一八五号）抄
この法律は、昭和二十九年七月二十日から施行する。

1 この法律の施行の際改正前の農業委員会法（以下「旧法」という。）第二条の規定により市町村に現に置かれている市町村農業委員会及びその職員は、それぞれ新法第三条の規定による農業委員会及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

5 この法律の施行の際旧法第二条及び第五十一条の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第二項の市の区に現に置かれている市町村農業委員会及びその職員は、それぞれ新法第三条の規定により当該の規定により当

該市に置かれる農業委員会及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。この法律は、農地法の施行の日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関しては、同日前に総選挙の公示がなされたときは、第二条の規定は当該総選挙の公示の日から、第四条及び附則第五項の規定は当該総選挙から施行する。

附 則（昭和三〇年一月二八日法律第四号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、昭和三十一年三月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に関しては、同日前に総選挙の公示がなされたときは、第二条の規定は当該総選挙の公示の日から、第四条及び附則第五項の規定は当該総選挙から施行する。

附 則（昭和三一年三月一五日法律第八号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、昭和三十一年三月十五日から施行し、第六十八条の改正規定及び第八十七条の規定を加える改正規定は、この法律施行後に都道府県知事又は市長の職の退職を申し出た者につき適用する。

附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄
この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

1 この法律は、昭和三十一年三月十五日から施行し、第六十八条の改正規定及び第八十七条の規定を加える改正規定は、この法律施行後に都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継ぎに必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第一百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五回までに定めるところによる。

附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄
この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄
この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄
この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

5 この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄
この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

4 （罰則に関する経過措置）
この法律施行前にした行為及び前項の規定により從前の例により行われる選挙に関する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三六年一一月二〇日法律第二二三五号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一二二号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、昭和三十七年五月一日から施行し、第六十条の改正規定及び第八十七条の規定を加える改正規定は、この法律施行後に都道府県知事又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継ぎに必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第一百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五回までに定めるところによる。

附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一二二号）抄
この法律は、昭和三十七年五月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一二二号）抄
この法律は、昭和三十七年五月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一二二号）抄
この法律は、昭和三十七年五月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

5 この法律は、昭和三十七年五月一日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一二二号）抄
この法律は、昭和三十七年五月一日から施行する。

ることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。前八項に定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。この法律の施行前にした行為に対する罰則の例による。

附 則（昭和三九年七月一〇日法律第一六四号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年三月三一日法律第一一号）抄
この法律は、昭和四十一年三月三日から施行する。

1 この法律は、昭和四十一年三月三日から施行する。

附 則（昭和四一年六月一一日法律第七七号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四三年五月二日法律第三九号）抄
この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 この法律は、昭和四十三年六月一日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一六日法律第三三号）抄
この法律は、昭和四十三年六月一日から施行する。

1 この法律は、昭和四十三年六月一日から施行する。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三三年四月二〇日法律第七五号）抄
この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三九年七月一〇日法律第一六四号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一六日法律第三三号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、昭和四十三年六月一日から施行する。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三三年四月二〇日法律第七五号）抄
この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

間が定められていないなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。前八項に定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。この法律による改正前の規定により訴願等をする。

附 則（昭和三九年七月一〇日法律第一六四号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一六日法律第三三号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、昭和四十三年六月一日から施行する。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三三年四月二〇日法律第七五号）抄
この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

間が定められていないなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。前八項に定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。この法律による改正前の規定により訴願等をする。

附 則（昭和三九年七月一〇日法律第一六四号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一六日法律第三三号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、昭和四十三年六月一日から施行する。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三三年四月二〇日法律第七五号）抄
この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

(第九項を除く。)、第一百四十三条第十三項、第一百四十二条第三項及び第四項、第一百四十二条第一項、第二百一一条の十四第一項及び第三項、第二百一一条の十五、第二百十条、第二百十一条、第二百一十七条、第二百一十九条、第二百二十条第二項、第二百五十五条の四、第二百五十四条の二並びに第二百六十三条第五号の四、第六号、第六号の二及び第十三号並びにこの法律による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十九号)第三条及び第十一条並びに農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後その選挙の期日を公示され又は告示された選挙について適用に係る施行日以後にした行為にに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五一年六月一一日法律第六五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日法律第八七五号)抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月二八日法律第六七号)

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月二八日法律第六七号)

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（農業委員会の選挙による委員の任期に関する経過措置）

この法律の施行の際現在に在任している農業委員会の選挙による委員は、第一条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第七条第一項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年四月七日法律第二〇二号) 抄
(施行期日)
(適用区分)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第二十二条第二項、第一百三十三条第四項、第一百六十四条の六第三項、第二百二十三条の第五項、第二百一条の六第一項、第二百一条の八第一項、第二百一条の九第一項、第二百一条の十二第四項及び第二百五十五条の二並びにこの法律による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項及び農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後その選挙の期日を公示され又は告示された選挙について適用し、施行日の前日までにその選挙の期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為及び附則第二条の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五七年八月二十四日法律第二〇二号) 抄
(施行期日等)
(適用区分等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分等)

第十二条 この法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条並びに漁業法第九十四条第一項及び農業委員会等に関する法律第十一条の規定は、この法律の施行の日後に行われる投票又は同日後その期日を告示される選挙について適用し、同日までに行われた投票又は同日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

<p>第十四条 この法律の施行前にした行為及び附則 第十二条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (昭和六〇年五月一八日法律第三 七号) 抄 (施行期日等)</p>
	<p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>
	<p>附 則 (昭和六三年一一月一三日法律第 九四号) 抄 (施行期日)</p>
	<p>1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
	<p>附 則 (平成元年一二月一九日法律第八 一号) 抄 (施行期日)</p>
	<p>第一條 この法律は、平成二年二月一日から施行する。</p>
	<p>附 則 (平成五年六月一六日法律第七〇 号) 抄 (施行期日)</p>
	<p>第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
	<p>(政令への委任)</p>
	<p>第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
	<p>附 則 (平成五年六月一六日法律第七二 号) 抄 (施行期日)</p>
	<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
	<p>(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)</p>
	<p>第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。</p>
	<p>(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)</p>
	<p>附 則 (平成五年一一月一二日法律第八 九号) 抄 (施行期日)</p>

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞(聴問若しくは聴聞会(不利益处分に係るものを除く。)又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。(政令への委任))

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

抄 附 則 (平成六年二月四日法律第一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成六年法律第四号)の公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (平成六年三月一日法律第一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

附 則 (平成六年一月一日法律第一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一月五日法律第一号)

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成六年一月二十五日法律第一号)

○五号 抄

(施行期日)

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、後に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十七年六月二十六日法律第五〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から(施行期日)

附 則 (平成二十七年九月四日法律第六三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条(公布の日)

二 附則第二十九条第一項及び第三項、第三十一条から第四十条まで、第四十七条(農業委員会に関する経過措置)

三 公布日以後は、第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律(以下「旧農業委員会法」という。)の規定にかかるわらず、農業委員会の委員の選挙は、行わない。ただし、この法律の公布の際既にその期日が告示されているものについては、この限りでない。

2 公布日以後は、旧農業委員会法の規定にかかるわらず、農業委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

3 この法律の公布の際現に調製されている農業委員会委員選挙人名簿についての旧農業委員会法第十条第六項の規定の適用については、同項中「次年の三月三十日まで」とあるのは、「委員の任期満了の日まで」とする。

業委員会(この法律の公布の際既にその期日が告示されている委員の一般選挙を行う農業委員会を除く。)の委員であつてその任期が平成二十八年三月三十日前に満了するものの任期は、同日まで延長されるものとする。

2 この法律の施行の際現在に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日(選挙による委員の全員が全てなくなつたときは、そのなくなつた日)までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。この場合において、旧農業委員会法第八条第一項第三号中「農業生産法人」とあるのは、「農地所有適格法人」とする。

3 公布日から施行日の前日までの間に、農業委員会の選挙による委員の全員が天災その他のおよりその職務を行うことができなくなった場合における当該農業委員会の事務の実施については、同日までの間、当該農業委員会が置かれている市町村を、旧農業委員会法第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会が置かれていない市町村とみなす。

4 第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(以下「新農業委員会法」という。)第八条及び第九条の規定により農業委員会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

5 第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(以下「新農業委員会法」という。)を受ける者は、この法律の施行前においても、農林水産省令で定めるところにより、指定の申請をすることができる。

6 その他の農林水産省令で定める事項

7 第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(以下「新農業委員会法」という。)を受ける者は、この法律の施行前にあっても、新農業委員会法第四十二条の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、施行日にその効力を生ずる。

8 都道府県農業会議又は全国農業会議所が第一項の申請を行う場合には、当該都道府県農業会議及び全国農業会議所を一般社団法人とみなして、新農業委員会法第四十二条第一項の規定を適用する。

9 都道府県農業会議の一般社団法人への組織変更し、一般社団法人になることができる。

10 都道府県農業会議の一般社団法人への組織変更には、前項の申

11 請があつた場合には、この法律の施行前においても、新農業委員会法第四十二条の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該会則を組織変更後の一般社団法人の定款とみなす。

12 組織変更をする都道府県農業会議は、施行日に、前項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る会則の変更をしたものとみなす。この場合においては、当該会則を組織変更後の一般社団法人の定款とみなす。

13 組織変更をする都道府県農業会議の会議員及び賛助員は、施行日に、前項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となる。

14 組織変更をする都道府県農業会議の会議員及び賛助員は、施行日に、前項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項

15 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名及び監事の氏名

16 組織変更後の一般社団法人が会計監査人の監事の氏名

17 組織変更後の一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

18 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合

19 当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

20 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

21 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

22 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

23 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

24 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

25 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

26 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

27 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

28 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

29 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

30 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

31 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

32 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

33 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

34 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

35 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

36 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

37 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

38 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

39 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

40 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

41 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

42 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

43 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

44 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

45 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

46 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

47 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

48 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

49 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

50 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

51 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

52 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

53 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

54 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

55 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

56 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

57 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

58 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

59 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

60 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

61 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

62 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

63 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

64 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

65 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

66 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

67 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

68 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

69 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

70 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

71 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

72 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

73 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

74 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

75 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

76 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

77 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

78 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

79 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

80 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

81 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

82 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

83 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

84 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

85 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

86 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

87 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

88 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

89 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

90 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

91 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

92 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

93 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

94 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

95 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

96 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

97 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

98 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

99 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

100 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

101 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

102 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

103 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

104 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

105 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

106 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

107 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

108 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

109 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

110 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

111 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

112 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

113 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

114 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

115 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

116 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

117 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

118 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

119 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

120 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

121 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

122 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

123 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

124 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

125 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

126 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

127 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

128 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

129 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

130 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

131 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

132 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

133 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

134 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

135 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

136 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

137 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

138 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

139 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

140 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

141 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

142 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

143 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

144 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

145 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

146 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

147 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

148 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

149 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

150 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

151 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

152 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

153 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

154 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人の監事の氏名

155 組織変更後の一般社

